

第3回米原市景観まちづくり会議 議事録

1. 日 時：平成24年3月15日（木） 午後2時00分～午後3時30分

2. 場 所：米原市役所米原庁舎 2A会議室

3. 出席者：

○出席委員 12名（敬称は省略）

会 長	吉見 静子	岐阜女子大学 名誉教授
副会長	井口 貢	同志社大学 教授
委 員	須藤 明子	株式会社イーグレット・オフィス 専務
〃	北村 正隆	有限会社景樹園 代表取締役
〃	島田 廣巳	一級建築士事務所匠工房 代表
〃	高橋 順之	米原市歴史・文化財保護室 文化的景観担当
〃	高木 弘重	米原市商工会工業部会からの選出
〃	法雲 俊邑	東草野まちづくり懇話会 座長
〃	安藤 隆一	大学連携により現地調査に参加した学生
〃	舟橋 麻里	まちづくり活動を積極的に活動されている市民
〃	疋田 礼子	まちづくり活動を積極的に活動されている市民
〃	粕渕 暉	まちづくり活動を積極的に活動されている市民

○欠席委員 0名

○事務局

藤本 土木部長
鏑田 都市計画課長
宮川 都市計画課長補佐
高橋 都市計画課主幹
畑野 都市計画課主任
株式会社パスコ 武田、田中

4. 次第：（1）あいさつ

（2）伊吹山八景および市民が選ぶ景観百選について

（3）景観形成基本方針について

（4）その他

5. 協議結果

（1）伊吹山八景および市民が選ぶ景観百選について

- ・ 伊吹山八景と市民が選ぶ景観百選の類型に対して委員の了承を得た。ただし、伊吹山八景の名称および事例として掲載する写真については、委員の意見を踏まえて事務局で修正する。
- ・ 「いのちの伊吹山」の選定に当たっては、イヌワシ等の貴重な動植物の生育・生息環境に

与える影響に配慮し、フォトコンテストの実施やPRする写真の公開等は慎重に行うものとする。

(2) 景観形成基本方針について

- ・ 委員の意見を踏まえた修正案を事務局で作成する。修正案の承認は、会長および副会長に一任された。

(3) その他

- ・ 事務局より、景観計画策定および景観条例制定のスケジュールの説明があった。
- ・ 高橋委員より、東草野地域における重要文化的景観の選定スケジュールの説明があった。

6. 協議内容

(1) 伊吹山八景および市民が選ぶ景観百選について

(事務局より資料説明)

委員： 「3. 秋の景観」について、蕎麦の花が咲くのは夏であるため、秋の景観としては、紅葉シーズンの写真を入れるのが良い。

事務局： 写真を差し替える。

委員： フォトコンテストや写真展を実施して「6. 動物の景観」をPRすれば、必ず問題が起きる。特に、イヌワシそのものが脅かされる。実際、伊吹山自然再生協議会が頭を抱えている。三島池のような管理体制が整っているところであれば対策できるが、管理体制が整っていないものを無責任に選ぶと問題が生じる。植物も同じである。

「6. 動物の景観」については、今後、管理体制が確立できる、あるいは生き物に迷惑が掛からないことが保証されなければ、伊吹山八景からは外したほうが良い。

事務局： イヌワシの写真は差し替えるが、米原市の素晴らしい資産のPRという観点からは、伊吹山八景として、「6. 動物の景観」は外せないと考えている。

委員： 「6. 動物の景観」そのものを無くしてほしいという意見ではない。今後、フォトコンテストや写真展を実施する場合は、イヌワシ等の猛禽類はカリスマ性があるため、PRする写真を慎重に選ぶ必要がある。

現在の米原市はイヌワシ等をPRできる状態ではなく、近々に管理体制が整うと思えない。イヌワシの問題はエスカレートする一方で、看板等を立てても、良識のない人たちが来て違法行為をしている。自然公園区域の特別地域（特別保護地区など）にもかかわらず、撮影のために木を切っている。

事務局： 動植物に関しては、専門家の意見を聞きながら、フォトコンテスト等を実施する場合にも注意していきたい。

委員： 伊吹山の貴重な生き物として、カモシカやホタルなど、問題が起きにくい生き物をPRするのが良い。

副会長： 貴重な動植物の管理体制の問題は、都市計画課だけの問題ではない。「6. 動物の景観」の選定をきっかけとして、庁内で危機感を持っていただき、庁内における連携を

図っていただきたい。

委員： 米原市には国指定の史跡や中世の城跡等があるため、「歴史の伊吹山」があっても良い。

委員： 同感である。伊吹山八景には歴史的な景観が抜けている。市民が選ぶ景観百選の類型には宿場町の景観がある。宿場町全体を上から眺めた俯瞰景で、伊吹山が一体となった景観の紹介があっても良い。

事務局： 伊吹山八景として、「7. 日常生活や産業の景観」を選定している。生活に関わる歴史・文化的な景観であれば、この中に含めたい。

委員： 歴史的な景観は、生活、信仰、交通など色々な分野が関わってくる。伊吹山八景の類型を増やす必要はない。個々の類型の中で歴史に触れると良い。

伊吹山八景の名称について、語呂が悪いものがある。近江百景や金沢八景など他の八景は語呂が良いので、名称の変更をお願いしたい。

副会長： 伊吹山八景の名称は事務局で検討していただきたい。

歴史的な景観については、「7. 日常生活や産業の景観」の名称を変更すれば、この類型に歴史的な景観を含めるのは可能である。事務局で再度、検討していただきたい。

委員： 八景の具体的な景観を決めないのか。写真を1枚に絞らないのか。

岐阜県から見る伊吹山には琵琶湖がない。米原市から見る伊吹山は琵琶湖がセットになっている。琵琶湖のほとりに住む人は、琵琶湖から伊吹山が見えるのが良いと言われていた。伊吹山と琵琶湖がセットになった景観が米原らしい。

事務局： 八景の名称は抽象的にして、視点場を限定していない。フォトコンテスト等で視点場を増やししながら、伊吹山に関する景観の資料を収集するため、8つの伊吹山の景観の類型を伊吹山八景として選定している。

伊吹山八景であるため、「冠雪の伊吹山」のように伊吹山の見え方で区分した類型がある。伊吹山と一体となった景観を構成する要素だけで伊吹山八景を区分していないため、琵琶湖の特出しについては、市民が選ぶ景観百選で紹介していきたい。

委員： 「7. 日常生活や産業の景観」の中に「ベルトコンベアーと伊吹山」の写真がある。伊吹山八景は、残したい景観というコンセプトで選定していると思うが、ベルトコンベアーを残したいというのが市民の総意と理解しているのか。大半の人は、無くなれば良いと思っているのではないか。

委員： 地元の住民は、ベルトコンベアーに愛着がある。滋賀県が最初に誘致した工場で、確かに伊吹山を削る云々の話はあるが、それで暮らしていた現実がある。

委員： 農免道路沿いにセメントのプラントがあった。近代的で、モダンな建物のように、私はプラントの景観が好きだった。産業遺産として、「ベルトコンベアーと伊吹山」の写真を挙げているのではないか。

委員： 伊吹鉦山は、残したくなくても残ってしまうが、ものには程度があるため、ベルトコンベアーまで残す必要があるのか。

委員： 地元の間人は、伊吹山はあの形だから良いという見方をする。

委員： 伊吹鉦山をどうするのかと、県知事に迫る人がいる一方で、伊吹鉦山が良いという人がいる。両極端の意見があるため、ほどほどが良い。

委員： ベルトコンベアーをそのまま残すのではなく、伊吹山八景に選定するのであれば、行政がお金を掛けて、修景していくことが大事である。外見を綺麗にして残せば、近代遺産になる。

委員： そこまでの覚悟を持って選定するのであれば良い。

事務局： 100人が100人、悪い景観と思うものでない限り、伊吹山八景については、ベルトコンベアーを含めて、なるべく排除しないで蓄積していきたいと考えている。

副会長： 学生たちが最も研究したかったのは「ベルトコンベアーと伊吹山」である。確かに汚く見えるものかもしれないが、この地域の人々の暮らしの礎となった産業でもある。それを何らかの形で残していくのは、価値のあることではないか。仮に、解体して無くなったとしても、景観計画を策定したことで、ベルトコンベアーの写真が残ることに意義があると考えている。

伊吹鉦山については、司馬遼太郎は“かぶりとられた伊吹山”として否定的に捉えているが、その一方で、そこで暮らしてきた人たちがいる。我々は、文芸作品をつくっているのではなく、セメント会社の痕跡を含めて、社会環境や自然環境のさまざまな視点から景観計画を策定しなければならない。かぶりとられた伊吹山やベルトコンベアーを伊吹山八景に含めたいと学生たちが意図したのは、そのような背景がある。

委員： 米原市の景観の成り立ちの特徴的な要素として整理しているのであれば理解できるが、残したい景観ということでは疑問である。

会長： 市内のあちこちに古墳がある。それらと伊吹山とを関連付けた写真が無い。場所的に撮影が難しいのかもしれないが、平地に古墳があるのはめずらしいので大事にしてほしい。

ベルトコンベアーは、今のままでは汚いという印象が強い。住んでいる人が愛着を持っているのはわかるが、残すのであれば、愛着のある人がペンキを塗れば良い。

「いのちの伊吹山」であれば、動物だけに限定しないで、植物を含めたら良い。

副会長： ベルトコンベアーについては、ペンキを塗らなくても良い。司馬遼太郎が伊吹山に怒りを覚えたのは、かぶりとっただけではなくて、緑色のペンキを塗ったため、その景観としての完成度の低さを非難したと思う。ペンキを塗ると景観が損なわれる。

会長： 伊吹山のペンキは、本来は植物であるべきところにペンキを塗ったから非難された。ベルトコンベアーは人工的な素材で、景観として見た場合は、錆びた部分が気になる。

委員： ベルトコンベアーは現在も稼働していて、企業が所有している。その企業は、伊吹鉦山を閉鎖することが出来ない。鉦山を閉鎖すると元に戻さなければいけないため、操業を続けていくと思う。そのため、ベルトコンベアーを撤去していない。

会長： 稼働しているのであれば、企業に維持管理をしていただく。自然のものに緑のペンキを塗ると、人工物を維持するためにペンキを塗るのは意味が違う。

企業に景観を維持するために何とかしてくださいと言うべき。景観を維持していくための管理体制や修景にはお金が掛かる。市としては、伊吹山八景を選定する以上は、財政的な覚悟をしていただきたい。

委員： 伊吹山には世界的に貴重な高山植物が生育している。世界中でそこにしか生育していない。それを「いのちの伊吹山」のトップで紹介してほしい。

副会長： 紹介する必要がある。

(3) 景観形成基本方針について

(事務局より資料説明)

委員： 中山間地域の里山と田畑の景観を守るためには獣害対策が必要である。米原市では、伊吹山と霊仙山でニホンジカによる生態系被害が起きている。野生動物を放置すると景観が台無しになる。中山間地域の美しい景観を守るためには獣害対策が欠かせない。

事務局： 資料 16 ページの「緑豊かな山並みの保全を図る」という項目に方針を追記する。

会長： 竹についてはどうか。

委員： 竹を放置するとイノシシの被害が広がる。

事務局： 方針への追記を検討する。

テーマの案を 4 点提案している。ご意見をいただければありがたい。

委員： 4 つのテーマ案からどれか 1 つを選ぶのか。理念の中で伊吹山を強調しているため、伊吹山の文言は大前提としてテーマに入れていただき、上の 3 つから選ぶのが良い。

委員： テーマは出来るだけコンパクトにしたほうが良い。3 行になると文字が多い。

副会長： いただいたご意見を踏まえて事務局で修正し、会長と私とで再度それを確認させていただき、パブリックコメントを行うための景観形成基本方針（案）を作成していきたい。よろしいか。

(委員：了承)

副会長： 会長とともに修正内容を確認して、景観形成基本方針（案）とさせていただく。

(4) その他

1) 景観計画のスケジュール

(事務局より資料説明)

委員： 滋賀県「ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例」に基づく「生息・生育地保護区」が米原市にも指定されている。この区域指定と、景観形成方針図との整合を確認しておく必要がある。

事務局： 滋賀県「ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例」では、景観上重要な区域が指定されており、建物の高さ制限等の景観形成基準を設けている。景観形成基準については、そのまま採用して市の景観条例の制定を行う。景観形成の理念や市民の責務、事業者の責務等については、市独自のものを条例で規定する。

委員： 東草野地域では、平成 25 年度の重要文化的景観の選定を目指して調査を進めている。

閉会